

マイツグループ ミニかわら版

2007年9月1日
第399号
税理士法人 マイツ
担当：世良 寛之

(この資料は、全部お読みいただいて47秒です。)

所有権移転外リース取引に係る借手側の税務

会計上、所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理（賃貸借処理）が廃止されたことに伴い、平成20年4月1日以後に締結される同リース契約に係るリース資産について、税務上も会計基準に合わせた改正が行われます。

I. リース取引の分類

リース取引	オペレーティング・リース取引 【賃貸借処理】		
	ファイナンス・リース取引 【売買処理】	所有権移転 ファイナンス・リース取引	
		所有権移転外 ファイナンス・リース取引	改正前…賃貸借処理(⊙) 改正後…売買処理のみ

II. 法人税法の取扱い

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、**全て売買取引**とみなされます。
- (2) リース資産の償却方法は、**リース期間定額法**となります。なお、賃借料として経理した金額は、償却費として損金経理した金額として取り扱われます。
- (3) **リース税額控除制度が廃止**されます。

III. 消費税法の取扱い

	改正前	改正後
課税仕入の時期	賃借料の支払時	リース契約の締結時 (リース資産の引渡し時)
仕入税額控除の対象	課税期間中に支払った月額リース料に係る消費税額の合計額	リース料総額に係る消費税額

IV. 留意事項

法人税法上は、上記II(2)により、事実上従来通りの賃貸借処理も認められているため、中小法人では従来通り賃貸借処理を続ける可能性があります。その場合においても、消費税については、リース取引に係る経理処理にかかわらず、リース契約を締結した事業年度にリース料総額に係る仕入税額控除を受けることができます。

詳しくは、税理士法人 マイツ 担当者まで

075-341-7000

<http://www.myts.co.jp>